

(別紙 1) グループホームに適用される主な防火・避難関係規定の概要 (2 階以下かつ 200 m²未満の戸建住宅等を活用する場合)

※以下の規定はあくまで一部ですので、寄宿舍(グループホーム)への用途変更の際に改修が必要となる内容等は必ず建築士にご相談ください。

建築基準法	規定の内容	
	2 方向避難の確保※1	避難できる階に通じる直通階段を 2 箇所以上設置する。(直上階の寝室の床面積の合計が 100 m ² を超える場合)
	階段昇降の安全性の確保	階段寸法を幅 75cm 以上、蹴上げ 22cm【23cm】以下、踏面 21cm【15cm】以上とする。 (【】内の数値は、階段への両側手すり設置・踏面の滑り止め措置を講じた場合の数値)
	寝室と避難経路、火気使用室の防火区画※2	寝室と寝室、寝室と避難経路、火気使用室とその他の室とを耐火性能を有する壁で区画し、その壁を天井裏又は小屋裏まで到達させる。
	内装の不燃化	コンロ (IH を除く) など、火気を使用する部屋の壁と天井を燃えにくい材料 (準不燃材料) で仕上げる。
	煙を排出するための窓	すべての居室において、天井から下方 80cm 以内にある開放できる窓の面積を各居室の床面積の 1/50 以上確保する。
	避難経路の安全性の確保※3	居室 (寝室除く) と避難経路に非常時に点灯する照明を設置する。
	屋外避難通路の確保	建物の出口から道路に通じる幅員 0.9m 以上の屋外避難通路を設ける。

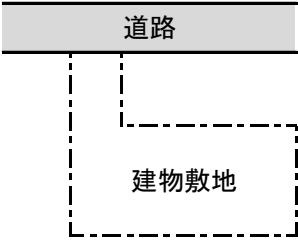
※1：階段部分を間仕切り壁又は煙を遮る構造を備えた戸で区画した場合は適用除外となります。

※2：以下の A、B、C のいずれかを満足する場合、適用除外となります。

A	・自動スプリンクラー設備を設けること。
B	・居室の床面積が 100 m ² 以下の階であること。 ・各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器を設置すること。 ・以下の①②のいずれかを満足。
	① 各居室から直接屋外等 * に避難ができるもの。
	② 各居室と避難経路とが間仕切り壁及び常時閉鎖式の戸 (ふすま、障子等を除く。) 等で区画されており、各居室の出口から屋外等 * に歩行距離 8m (各居室と通路の内装不燃化の場合は 16m) 以内で避難できるもの。
C	強化天井の措置を講じる。 (天井に強化せつこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものを設け、区画貫通処理等を講じる。)

* 屋外等：屋外、避難上有効なバルコニー又は 100 m²以内ごとの他の区画 (屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員 50cm 以上の通路その他の空地に面するものに限る。)

※3：採光上有効な開口部を有した居室で各部分から一定の距離以内で屋外への出口等へ避難できる場合や 30 m²以下の居室は適用除外となります。(避難経路は必要)

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例	規定の内容		
	敷地が道路に接する長さ	★敷地が右図のような形状（路地状敷地）の場合にのみ道路に4m以上接することが必要。 ただし、路地状部分の幅2m以上、かつ奥行きが20m以下の場合は適用外。	
	主要な屋外の出入口等と道路の関係	★敷地が右図のような形状（路地状敷地）場合に適用される場合があります。 主要な屋外への出入口及び階段の昇降口は以下のいずれかに面する。 (耐火建築物、準耐火建築物等であれば適用除外) ・道路 ・道路に通じる幅員 $\geq 3\text{m}$ 、奥行 $\leq 20\text{m}$ の敷地内通路 ・道路に通じる幅員 $\geq 4\text{m}$ 、 $20\text{m} < \text{奥行} \leq 35\text{m}$ の敷地内通路	
	階段幅の確保 ※4	直上階の居室の床面積の合計 $\leq 100\text{m}^2$	階段及び踊場の幅を0.9m以上とする。
		$100\text{m}^2 < \text{直上階の居室の床面積の合計} \leq 200\text{m}^2$	階段及び踊場の幅を1.2m（屋外階段は0.9m）以上とする。
廊下幅の確保 ※4	各階における居室の床面積の合計 $\leq 200\text{m}^2$ (地階の場合は別途基準あり)	片側に居室がある場合、廊下幅を0.9m以上とする。 両側に居室がある場合、廊下幅を1.2m以上とする。	

※4：以下のいずれかを満たす場合、適用除外となります。

(1)	耐火建築物、準耐火建築物等である。
(2)	スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備を設置する。
(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の壁及び天井の内装を難燃材料で仕上げる。 ・各居室から地上に通じる廊下、階段等の内装を準不燃材料で仕上げる。
(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内すべての部分で火気使用がない。 ・居室の各部分からの歩行距離が以下を満たす 避難階以外の階の場合：直通階段までの歩行距離15m以下である。 避難階の場合：屋外への出口までの歩行距離30m以下である。

※ ご相談、その他お問合わせは・・・

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
 建築安全係（三宮国際ビル5階 ㊟窓口）まで
 電話 078-595-6561